## 佐賀県告示第44号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成 26 年佐賀県条例 第 87 号。以下「条例」という。)第 10 条第 1 項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、令和 7 年 3 月 6 日から施行する。

令和7年3月5日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 知事指定薬物の名称
  - (1) 化学名 (8R) -N, N-ジエチル-6-メチル-1-[3-(トリメチルシリル)プロパノイル]-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド(通称名:1S-LSD)及びその塩類
  - (2) 化学名 NーメチルーNープロピルトリプタミン (通称名:MPT、Methylpropyltryptamine) 及びその塩類
  - (3) 化学名 5ーニトロー2ー [(4ープロポキシフェニル)メチル]ー 1ー [2ー(ピロリジンー1ーイル)エチル]ー1Hーベンゾ [d]イミ ダゾール(通称名: Protonitazepyne、N-Pyrrolidino protonitazene)及 びその塩類
- 2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、人の健康に被害が生ずると認められ、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため